

令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託仕様書

1 事業名称

令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託

2 事業実施期間

契約締結日～令和7年6月30日

3 事業目的

大阪・関西万博（以下「万博」という。）の成功に向けて、大阪府・大阪市では、（公社）2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）や経済界等とも連携し、博覧会協会機運醸成委員会で策定した「機運醸成行動計画」に基づき、府内外をターゲットに、来場意向度の向上につながるよう機運醸成の取組みを行っている。

しかしながら、昨年12月に府市が実施したアンケートでは、来場意向度が減少しており、いかに万博へ興味を持ってもらい、来場へとつなげていくかが喫緊の課題となっている。

また、万博開催地として、国内外から大阪を訪れる方々に、開幕直前の時期から万博開幕を祝い、歓迎する演出で万博を盛り上げることも、重要な役割である。

大阪府・市では、万博の開幕200日前を迎え、万博の来場日時予約やパビリオン観覧予約開始が予定されている、令和6年9月から11月までの期間と、万博開幕の直前直後となる令和7年3月から5月までを、来場意向度の向上につながる集中的なPRを行う期間（PR重点期間）と位置付けている。

大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託（以下、「本事業」という。）は、この2回のPR重点期間を中心に、主に大阪府内において（一部大阪府外での展開も想定）、装飾や展示物等によるシティドレッシングを効果的に展開することで、府内在住者、在勤者、国内外からの来阪者に万博を印象付け、来場意向度の向上や、万博開幕の祝賀・歓迎ムードの創出を図るものである。

4 委託業務内容

（1）プロモーション関連業務

①メディアPR企画

事業全体を通じて、PR重点期間を踏まえた効果的なプロモーションにつなげるため、（2）～（5）で実施する事業について、PR重点期間（①令和6年9月～11月及び②令和7年3月～5月）に合わせたタイムリーなプロモーションを企画・実施すること。

具体的には、(2)～(5)で実施する事業について、PR重点期間①、②において各1つ以上の目玉となるメディアPRコンテンツを提案し、TV、新聞、Webの各メディアに対するプロモーション(取材誘致、現場対応、報道後の実績報告含む)を実施すること。なお、プロモーションの具体的な内容及び時期は、契約締結後に発注者と協議の上で決定すること。

②デザインコンセプト立案

(2)～(5)で実施する事業について、事業全体を統一のコンセプトに基づいて実施することで訴求力を高めるため、デザインコンセプトの立案及びそれに基づくデザイン調整を進めるための体制を構築すること。デザインコンセプトの立案にあたっては、公式ロゴマークやキャラクターの効果的な活用のほか、実施時期や場所等に応じて、万博のテーマや、パビリオン等での展示や会場内で展開される最先端技術やサービスなどの、万博会場でどのような体験ができるのかといった最新情報の発信など、来場意向につながる効果的な事業展開にもつながるものとなるよう留意すること。統一コンセプトとは、デザイン的な統一感のみを求めるものではなく、ストーリー、実施手法等のアイデアを含む。なお、具体的な内容は、契約締結後に発注者と協議の上で決定すること。

③実施後の効果的な情報発信

(2)～(5)の事業について、実施後の効果的な情報発信につなげるため、広報用の写真素材等を収集するとともに、それを活用し、発注者が運営・管理するウェブサイトの構成提案・編集・掲載等を行うこと。

本事業の契約額には、当該情報発信にかかるサイト編集費を含めるものとし、ホームページ運営費は含まない。

サイトに掲載するコンテンツの内容などの詳細は、適宜発注者と協議すること。

(2) 大阪市外(府外含む)のシティドレッシング【想定時期:PR重点期間(令和6年9月から11月)】

大阪・関西万博の開幕200日前を迎え、万博の来場日時予約やパビリオン観覧予約開始が予定されている、令和6年9月から11月に、万博への興味や関心を高め、来場意向につながる効果的なシティドレッシングを大阪市外(府外含む)で2箇所以上、1月以上の期間実施すること。企画にあたっては、万博の魅力や期待感を国内外に発信し、話題性やインパクトがあり、メディア露出やSNSでの拡散を見込むなど、実施期間中を通して訴求力が高くPR効果の高いものとする。なお、大阪府においては、「[ビュースポットおおさか](#)」を設定しており、実施箇所の参考

にすること。また、実施にかかる媒体費は本事業の契約額に含めることとし、媒体所有者との調整は受注者にて行う。

これらの設置、撤去、保全維持の対応が必要な場合は、受注者にて行うこととし、各対応にあたってはその都度発注者と協議のうえ対応すること。また、必要に応じてリユース・リサイクル等の対応を行うこと

(3) 万博 PR 用デジタルコンテンツの製作及び運営補助等

1年後に迫った開幕に向けて、多くの方に万博を臨場感を持って体感し万博への理解促進や期待感を高めてもらうため、万博会場の整備状況やパビリオンの外観・コンセプト・展示内容、実証・実装される最先端の技術やサービス、各主体が実施する催事など、博覧会協会等が発表する万博の最新情報をより視覚的に伝えるデジタルインスタレーションコンテンツとして、映像・システムを企画・製作すること。なお、具体的な内容は、契約締結後に発注者と協議の上で決定する。

① 3Dホログラム等のコンテンツの投影映像の企画・製作：

年間5回以上の中規模の屋内での実施にかかる機材手配・運営補助を含む

② デジタルインスタレーションを用いた大規模なコンテンツの投影映像の企画・デザイン調整、製作・運営・施工補助：

年間1回以上の大阪府内での大規模イベント（屋内又は屋外）での実施にかかる運営・施工補助を含む

(4) 既存モニュメントを活用した PR【想定時期：通年】

大阪府・市が大阪市役所玄関前に設置している公式キャラクターモニュメントを活用し、契約期間中4回程度、各1月以上、装飾等による PR を実施すること。

装飾等の企画は、万博の魅力や期待感を国内外に発信するとともに、話題性やインパクトがあり、メディア露出や SNS での拡散を見込むなど、実施期間中を通して訴求力が高く PR 効果の高いものとする。

なお、企画案の具体化、実施にあたっては、公式キャラクターの IP を所有する 2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス及び発注者と適宜協議を行うこと。

(5) 大阪府内主要集客エリアの沿道バナーフラッグ掲出【想定時期：PR 重点期間を含む令和7年2月から5月】

大阪府内の主要集客エリアを中心に、万博への期待感を高め来場意向につなげるとともに、開幕直前直後の時期に万博開幕を祝い、歓迎する演出により万博を盛り上げる沿道バナーフラッグの企画・制作・掲出を行う。具体的な掲出箇所、掲出内

容及び掲出時期は、契約締結後に発注者と協議の上で決定する。

① 事業実施箇所の提案、調査

- ・ 契約締結後に、関係者協議を踏まえて沿道バナーフラッグ掲出を行う箇所を提案すること。提案にあたっては、「令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託」において実施した沿道バナーフラッグ掲出箇所※（10 エリア、約 550 箇所）を確認し、基本的にはこれらを含めること。
- ・ 提案した箇所について、現地調査を行い、収集した照明柱の情報（形状、サイズ、設置状況等）に基づき、安全上・景観上、バナーフラッグの設置に問題がないかを確認すること。この際、必要に応じて道路管理者、交通管理者への協議を行うこと。
- ・ これらの調査を経て、沿道バナーフラッグ掲出を行う照明柱を 10 エリア以上、650 箇所以上発注者に提案し、発注者と協議の上、掲出箇所を確定すること。なお、発注者から提案を行う場合がある。この場合、発注者からの提案について十分に協議の上反映できるようにすること。

※掲出箇所は下記 HP を参照。詳細資料は契約締結後に発注者より提供。

[大阪・関西万博シティドレッシング事業 EXPO2025 CITY DRESSING \(expo-osaka2025.com\)](http://osaka2025.com)

② 照明柱構造計算及び関係者調整

- ・ ①で確定した照明柱について、発注者より提供する照明柱図面をもとに、バナー設置により照明柱に付加される風荷重を加味して、照明柱ポールの応力計算、基礎の安定計算を実施すること。
- ・ 上記の計算に基づき、照明柱への荷重として許容されるバナーの設置方法を検討し、関係者と協議を行うこと。
- ・ なお、照明柱図面がないものについては、管理者と協議の上で同様の計算を行うこと。

【参考】本事業にかかる照明柱の工事請負共通仕様書

[大阪市：工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）（…>建設局>入札・契約のお知らせ）（osaka.lg.jp）](#) <道路工事標準設計図集 5 道路附属施設工（6）照明工>

- ・ 道路使用、道路占用、屋外広告物設置等をはじめとする関係法令にかかる掲出許可手続きを行うこと。（掲出主体は万博推進局となるため、各種行政手続きにかかる手数料は発生しない）
- ・ 上記を踏まえ、当初の計画に変更が生じる場合は、その都度発注者と協議する

こと。

③ 掲出物の作成

①で作成した仕様に基づき、必要な掲出物を作成する。

- ・ 各掲出物について、②を踏まえて、適切な仕様を改めて検討し、発注者と協議の上で、各掲出物を作成すること。なお作成にあたっては⑤における交換等の対応を想定した数量を作成すること。
- ・ 各掲出物の意匠については、バナーフラッグ掲出の目的や趣旨を踏まえ、受注者が数種類のデザイン案を作成し、発注者と協議の上決定すること。なお、万博公式ロゴマーク・公式キャラクター等を使用したデザインを作成する際は、博覧会協会及び2025大阪・関西万博マスターライセンスオフィスと必要な手続きを行うこと。
- ・ 作成した掲出物の一時保管場所は、受注者で用意すること。

④ 取付工事

各掲出物について、①～③を踏まえて、取付工事を行う。

- ・ 取付工事にあたっては、関係機関の指示を踏まえて必要な体制、機材、金具等を確保すること。なお、「令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）業務委託」において実施した沿道バナーフラッグ掲出箇所のうち一部^{*}については取付金具を発注者より貸し出し可能であるが、提供する金具の耐久性や耐風力などにかかる安全検証は受注者にて実施した上で使用すること。契約締結後に発注者から示す大阪府内倉庫から受注者にて運搬すること。
- ・ 取付工事においては、バナーフラッグ及び取付金具の落下防止措置を講じること。
- ・ 工事実施時期については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

※貸出可能な取付金具の概要は以下の通り

大バナー用 236 灯分（八角形用 147 灯分、基本形用 89 灯分）

小バナー用 204 灯分（基本形用 204 灯分）

但し、照明柱に取り付ける自在バンドは受注者が用意する事。

⑤ 維持保全

契約期間中、掲出物を適切に管理し、必要に応じて保全を行うこと。

- ・ 作成した掲出物による事故を防止するため、月1回程度現地調査を実施し、掲出物に損傷や劣化が見られる場合は、新しい掲出物に交換すること。
- ・ また、おおむね2週間程度の平均風速の予報を観測し、バナー掲出に異常が発

生する可能性がある予報があった場合は、一両日中に該当箇所の現地調査を行い、速やかに修復対応を行うこと。

- ・ 各掲出物の管理状況の把握に努め、必要が生じた場合は施設管理者、道路管理者、警察等関係機関との連絡調整を行うこと。
- ・ 本事業により、第三者の所有物、公共物等を汚損又は破損した場合は現状復旧を行うこと。
- ・ 管理瑕疵を含む事故等による損害賠償並びに苦情等は、受注者において対処する。

⑥ 撤去工事

契約期間の終了に合わせてバナーフラッグを撤去する。

- ・ 撤去工事にあたっては、関係機関の指示を踏まえて必要な体制、機材等を確保すること。
- ・ 工事実施時期について、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- ・ また、撤去後のバナーフラッグについては、環境配慮の観点から、リユース・リサイクル等の対応を行うこと。

(6) 懸垂幕等の維持管理業務【想定時期：通年】

大阪府・市が掲出・設置している、関西国際空港懸垂幕、大阪市役所玄関前の公式キャラクターモニュメント、鶴見緑地横断幕（別途発注者から仕様書を提示する）について、下記の「維持管理の方法」に沿って適切な頻度で点検を行い、安全に配慮した維持管理業務を行うこと。その際、損傷や劣化を点検して必要な補修を行うこと。

【維持管理の方法】

- ・ 関西国際空港懸垂幕：1か月に1回以上の吊元部の目視点検及び6か月に1回以上の高所作業車を用いた触手点検（ボルト締め直しなど）
- ・ 市役所玄関前モニュメント：1か月に1回以上の清掃・点検及び台風などの荒天時を考慮した維持管理
- ・ 鶴見緑地横断幕：1か月に1回以上の点検及び台風などの荒天時を考慮した維持管理
- ・ 阪神高速道路橋脚（難波交差点）ペイントシール：1か月に1回以上の点検及び維持管理

5 業務実施体制等

受託者は、本事業について次のとおり取り組むこと。

- ・本事業の効果を最大化させるため、事業目的や大阪府・大阪市の役割を十分理解したうえで、発注者と十分に協議を行い、業務全体をディレクションする実施責任者を配置すること。
- ・委託業務の実施スケジュールを提案すること。
- ・本事業に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。

6 提案にあたっての留意点

- (1) プロモーション関連業務
 - ・本事業を通じた計画的で戦略的なメディア PR 方針を提案すること。なお、メディアへの訴求力について客観的な根拠などもあわせて示すこと。
 - ・各業務の実施にかかる専門チームの体制とそれぞれの実績及びそれらを有効に機能させるためのマネジメント手法を提案すること。
- (2) 大阪府外（府外含む）のシティドレッシング
 - ・業務の趣旨を踏まえ、万博への興味・関心、来場意向につながる企画を提案すること。
 - ・話題性やインパクトがあり、SNS やメディア等を通じた国内外への発信が見込める創意工夫が盛り込まれた内容を提案すること。
 - ・実施箇所については、実現可能性を踏まえた PR 効果の高い場所とすること。
- (3) 万博 PR 用デジタルコンテンツの製作及び運営補助等
 - ・①②を通じて、デジタルコンテンツの特徴を最大限に生かし、多くの方が万博を臨場感を持って体感でき、万博への理解促進や期待感向上につながるような事業全体の企画を提案すること。
 - ・①について、実施場所や機材、運営面において汎用性の高いコンテンツ案と実施手法を具体的に提案すること。
 - ・②について、万博の魅力を視覚的に伝えるための最適な技術及び訴求力の高いデザインコンセプトを具体的に提案すること。
- (4) 既存モニュメントを活用した PR
 - ・モニュメントの特性を活かした、PR 効果が高く、公式キャラクターのコンセプトに沿った実現可能な企画案を提案すること。また、万博会期終了後のモニュメントの活用（リユース）の方法について、過去の万博とのストーリー性を踏まえて提案すること。

※万博会期終了後のモニュメントの活用は、本事業の対象外とするが、評価内容となる旨留意すること。
- (5) 大阪府内主要集客エリアでの沿道バナーフラッグ掲出

- ・ 実施箇所の決定から撤去、リユース・リサイクルまでの全行程を通じて、来場意向上度の向上や、万博開幕の祝賀・歓迎ムードの創出に資する戦略的な企画を提案すること。
- ・ 実施箇所、掲出物の仕様及び取付の方法並びに掲出中の維持保全について、実行力のある安全対策等の具体的な内容を提案すること。

7 成果品の提出

事業終了後、大阪府市万博推進局機運醸成部推進課あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品 DVDに格納したもの2枚

※成果品の著作権に関する詳細は、9(6)に記載する。

※DVD等(成果品)の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実績報告書 A4判2部

8 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1号及び第2号に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、第3号に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置

期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

9 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 提案見積額について

本事業にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。

(4) 経理・支払に関する条件

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、発注者による検査を経て支払うものとする。

但し、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができる。その場合は受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月 1 回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みする。

イ 全ての証拠書類は、本事業終了後、5 年間保存すること。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、提供された資料を本事業以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本事業の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(6) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）

に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

- イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、業務委託契約書第 15 条第 1 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

(7) その他の条件

- ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本事業にかかる情報を提供すること。
- イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。